

国立病院機構小倉医療センター 臨床倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人国立病院機構小倉医療センター（以下「当院」という。）における人を直接対象とする医療行為において、医の倫理に関するジュネーブ宣言等の趣旨に沿った倫理的配慮を図り、社会の理解と信頼を得て、適正な医療等を実施することを目的とする。

(チームの設置)

第2条 前条の目的を達成するために臨床倫理チーム（以下、「チーム」という）を設置する。

(チームの組織)

第3条 チームは次の各号に掲げる職員をもって組織する。

院長、副院長、統括診療部長、臨床研究部長、事務部長、看護部長、医療安全管理係長、専門職

- 2 チームにリーダーを置き、副院長が担う。
- 3 チームの任期は1年とし、再任を妨げない。
- 4 チームに欠員が生じた時は、病院長の指名により補充する。但し任期は前任者の残任期間とする。

(チームの任務)

第4条 チームは、臨床における倫理問題について、次条に定めるカンファレンスにて審議、検討し、対策の速やかな実施を職員へ具申する。

2 審議、検討し、職員以外の有識者等が参画した審議が必要と判断した場合は、小倉医療センター倫理審査委員会へ報告、委員会の開催を具申する。

(カンファレンス)

第5条 リーダーは、職員よりカンファレンス開催の依頼を受けた場合または、必要に応じて病院長指示のもと早急にカンファレンスを開催する。

- 2 カンファレンスは、次の各号に掲げる要件を満たす場合に成立する。
 - 一 5名以上の出席
 - 二 男女両性の出席
 - 三 医学・医療の専門家等、自然科学の有識者（医療従事者）、一般の立場から意見を述べることのできる者（事務職等）双方の出席

(職員の責務)

第6条 職員は診療現場の複数の職種が参加するカンファレンスにて倫理問題について検討、診療記録に残し、病院としての検討が必要と判断した場合は、臨床倫理チームへカンファレンス開催を依頼しなければならない。

2 カンファレンス開催依頼を行った職員は、関連する職員とともにカンファレンスへ参加し、症例の概要、抱えている倫理的課題等について報告しなければならない。なお、院長指示のもと開催されるカンファレンスにおける関係職員についても、この規程は適用される。

3 職員は、倫理審査委員会およびカンファレンスによって審議、検討された対策を速やかに実施しなければならない。

(チームの事務)

第7条 チームの事務は、企画課（医事）にて行う。

2 チームの議事は、企画課（医事）にて作成・保管する。あわせて診療記録に概要を入力する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和 元年 7月 1日より施行する。